

IASBが保険契約に関する再公開草案を公表

注：本資料はDeloitteのIFRS Global Officeが作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。

トーマツ IFRS センター・オブ・エクセレンス

要点

再公開草案は、2010年公開草案で示されたモデルの主要な特徴を引き継いでいる。すべての保険契約に対して、「予想キャッシュ・フローの明示的な現在価値測定」と「リスク及び不確実性に係る負債（ビルディング・ブロック）」を要求する「現在履行価値アプローチ」を用いた、ポートフォリオ・レベルで適用される単一の会計モデルを要求している。このモデルは、保険契約の当初認識時点での利益認識を禁止している。

IASBは2010年公開草案のモデルを以下の5つの点で修正した。

- 未稼得利益を表す負債の構成要素は、アサンプションの変動に対して将来に向かって調整される（アンロック）
 - 利息費用は、「純損益」と「その他の包括利益」に区分して表示される（OCIによる解決策）
 - キャッシュ・フローが裏付資産に契約上リンクする保険契約については、これらのキャッシュ・フローを会計処理するにあたり、裏付資産の帳簿金額を使用する（ミラーリング・アプローチ）
 - 表示目的で、保険収益と保険費用の新しい定義が適用される
 - 新基準書の初度適用のために、「一部修正された完全遡及修正アプローチ」が導入される
- 上記の提案に対するコメント期限は2013年10月25日である。

はじめに及び背景

IASBの保険契約プロジェクトは1997年から始まった。2008年に米国財務会計基準審議会（FASB）が加わり、当プロジェクトはIFRSと米国会計基準のコンバージェンスにおける主要プロジェクトの1つとなった。

この再公開草案（2013年ED）は、保険契約に関する包括的な会計基準開発のための最終ステップである。

2010年、IASBは公開草案（2010年ED）を、FASBはディスカッション・ペーパーをそれぞれ公表した。これらで示されたモデルは、多くの点で類似していたが、保険負債測定のいくつかの主要な点で相違していた。特に、保険負債の見積りに関する不確実性の明示的な測定と初日の未経過利益の事後認識についてである。

これらの相違は完全には解消せず、2つの異なるモデルを生み出す結果となった。IASBは2013年

EDの中で、2010年の提案後に開発されたいくつかの主要な領域についてフィードバックを求めている。FASBは提案をドラフト中であり、近日中に公開草案を公表すると見込まれている*1。

見解

IFRSと米国会計基準での保険契約に関する幅広く一貫性のある提案を開発することについては大幅な進捗があったが、残った相違は財務諸表作成者、投資家その他の利用者にとって重要であることを理解しなければならない。

何が再公開されているか、またなぜ再公開されたか？

IASBは2010年EDに関する再審議を完了し、2010年EDからの変更が特に重要と思われる5つ

*1 訳注：2013年6月27日、FASBは、会計基準更新案「保険契約（トピック834）」を公表し、2013年10月25日までコメントを募集している。

の特定の領域についてのみコメントを求めることを決定した。

これらの変更は、以下のとおりである。

- 保険契約の未稼得利益を捕捉する明示的な負債要素（契約サービス・マージン）は、将来のカバーに関連する将来予想キャッシュ・フローの変動に対して調整される。プラス方向の変動に対する調整に制限はないが、マイナス方向の変動は、契約サービス・マージン資産を生じさせることはない（このアプローチは、契約サービス・マージンのアンロックと表現される）。
- 利息費用は2つの要素に分解される。
 - － 当初認識時に適用された割引率に基づく利息が「純損益」に認識される
 - － 上記の率と貸借対照表上で保険契約を測定するために使用する現在の割引率との間の差異の影響は、「その他の包括利益（OCI）」を通じて記録される
 この変更は、IFRS第9号「金融商品」に、負債性金融商品にOCIを通じて公正価値で測定

するモデルを導入することと整合させたものである。

- 裏付資産に契約上リンクする保険契約キャッシュ・フローは、これらの裏付資産の帳簿金額を用いて測定する（ミラーリング・アプローチ）。この要求事項は、上記のOCIによる解決策に優先する。
- 損益計算書では、保険負債のいくつかの要素の変動から生じる金額が保険収益及び保険費用として表示される。投資要素は分解表示され、保険収益及び保険費用の表示から除外される。この表示の要求事項は、保険者の純損益へのビルディング・ブロック・アプローチの影響を変えるものではない。
- 経過措置に関する要求事項は、実務上不可能な場合（IAS第8号で定義されている）には契約サービス・マージンの修正再表示と利息費用の区分に関連するOCI累積額の修正再表示を認める、簡素化の修正を加えた完全遡及適用を要求している。

保険者にどのように影響すると見込まれるか？

広範囲に及び財務報告の変化	EDで提案されているのは、保険契約について、単一の、一貫性と透明性のある基準書を初めて導入することである。これにより、統一的で包括的な財務報告の枠組みを初めて享受する保険業界全体に対して、重大なインパクトを与えるだろう。この新しい基準書での一貫性と透明性は、資本市場に対して保険者の財務報告に関する明瞭性と比較可能性の向上をもたらし、また、投資家に対して、保険業界に今まで以上に注意を払うインセンティブとして機能することになる。
新たな利益構造	新しい基準書は、保険契約者に対する保険者の義務が履行されるにつれて保険契約からの利益が認識されるという原則ベースのアプローチに焦点を当てている。保険者は、現在の財務報告で用いられている利益構造に対して新たな利益構造を分析し、また、利益構造の変化についてすべての利害関係者へ概要を伝達するための準備をする必要がある。
新たなシステムの必要性	ビルディング・ブロック・アプローチは、以前は投資家に対して報告されていなかったデータや、判断と見積りを要求するデータを、より一貫性と透明性のある財務報告の枠組みに導入する。新しい要求事項に準拠するためには、新たな財務・数理システムが必要であり、これによって、適用後の財務報告のスピードと正確性を確保する必要がある。
データの収集と保持	上記のモデルを初めて構築し、その後も稼働させるためには、大量のデータを入手、見積り、保持、そして追跡することが必要である。
資産と負債のマッチングと新たな会計モデル	移行時及びその後、財務報告書において、採用した資産負債マッチング戦略を忠実に表現するため、及び会計上のミスマッチを軽減するため、IFRS第9号で利用可能な分類及び測定の実施を検討する必要があるだろう。

契約サービス・マージンのアンロックとは何か？

契約サービス・マージン（2010年EDでは「残余マージン」と呼ばれていた）は、当初認識時に捕

捉される単なる「初日利得」であり、その後カバー期間にわたって解放されるにすぎなかった。2013年EDでは、将来キャッシュ・フローに関するアサンプションが変化した場合、契約サービス・マージ

ンを将来に向かって再校正することが提案されている。この決定事項は、マージンの再校正によって、将来キャッシュ・フローに関するより正確な現在の見積りの結果として、将来の利益が増えたり減ったりする状況をより忠実に表現するという理解を反映している。

2013年EDでは、将来の保険カバー又は契約で提供される将来のサービス（たとえば、投資管理サービス）に関連するキャッシュ・フローの見積りの変動に対してマージンを調整することが要求されている。将来のカバー又はサービスに関連する将来キャッシュ・アウトフローの増加が見込まれる場合、マージンが減少し、その後の期間に解放される利益の金額も減少する。逆も同様である。マージンを使い切って契約が不利となる場合、すべての見積りの変動はその発生時に純損益で認識される。

このアンロックは、過去のカバー（たとえば、すでに発生した保険金）に関連するキャッシュ・フローの見積りの変動には影響を及ぼさない。同様に、キャッシュ・フローの不確実性又はリスクは、リスク調整として別個に測定され、その変動は純損益に直接計上される。

「残余のビルディング・ブロック」として、将来キャッシュ・フローの見積りと同様に、契約サービスマージンには契約開始時にロックインされた割引率で利息が純損益に計上される。

契約サービス・マージンの解放は、カバー期間にわたり、提供されるサービスの移転のパターンと整合的で規則的な基準で行われる。2013年EDは、カバー期間の終了までにすべてのマージンが純損益に解放されることを算定するのに十分なレベルであるべきという言及を除き、マージンの償却について要求される集約のレベルを特定していない。

見解

アンロックを提案する決定は、保険の経済的実質と整合しているように思われる。しかし、契約サービスマージンがカバー期間又はそれ以前に認識の中止が行われるという決定は、利益の認識と常にカバー期間後まで継続するリスクからの解放パターンとが純損益において潜在的に対応しない状況を提供する。標準的な生命保険契約のような保険金決済期間が短い保険契約にとっては影響は小さい。しかし、契約期間は短い保険金決済期間が長いその他の契約（1年ごとの製造物責任保険等）にとっては影響は非常に大きいように思われる。

新規契約が継続的に追加される「オープン・ポートフォリオ」の場合、保険者は契約条件（当初認識時点、カバー期間及び稼得パターンの形態）に基づいて契約をグルーピングしなければ

ならず、また、カバー期間にわたる契約サービス・マージンの解放を追跡可能な業務システムを構築しなければならない。

利息費用の「OCIによる解決策」とは何か？

「ビルディング・ブロック」アプローチでの将来キャッシュ・フローのすべての見積りは、割引く必要がある（割引の影響が重要でない場合を除く）。そのため、適用される割引率は、最も重要な見積り要素の1つである。2010年EDの提案では、割引率に関するいかなる変動も純損益に認識することが要求された。2010年EDへのコメント回答者は、市場金利に感応度がある保険負債とその裏付金融資産が重要な部分を占めていることを前提に、この提案によって保険者の業績が市場金利の短期的な変動による影響により歪められる可能性があることを識別した。

この問題に対処するため、IASBは公開草案「分類及び測定：IFRS第9号の限定的修正」（IFRS第9号（2010年）の修正案）と合わせて機能するように設計された「OCIによる解決策」を開発した。

「OCIによる解決策」により、財務諸表利用者にとって価値があると考えられる両タイプの情報が示される。すなわち、「現在の負債の価値」と「取得原価ベースの利息費用」に関する情報である。提案されたアプローチでは、財政状態計算書では常に保険負債の現在の測定額が表示される。一方、損益計算書上では契約開始時にロックインされた過去の貨幣の時間価値が反映される。

割引率の変動はOCIに反映され、保険負債が履行される期間にわたり戻し入れられる。保険負債の認識が中止された場合（たとえば、ポートフォリオの売却）、OCIに繰り延べられた金額は純損益に「リサイクルされる」。同時にIFRS第9号の公開草案（及び同等の米国基準の公開草案）の提案のもと、保険者は特定の負債性金融商品の公正価値変動をOCIを通じて反映させることが可能となる。

保険者は、伝統的に、長期性保険負債の貨幣の時間価値に関するリスクについて、保有する投資債券とのデュレーション・マッチングを通じて管理している。IFRS第9号の公開草案における提案は、契約上のキャッシュ・フローテストを満たし（たとえば、債券）、かつ契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方を目的として管理されている負債性金融商品に適用される。これらの決定事項により意図された効果は、純損益から短期的なボラティリティを減少させ、ALMに関する業績の表示において会計上のミスマッチを最小化することである。

「OCIによる解決策」は、保険負債に強制的に適

用することが提案されている。同様に、資産サイドにおいて、IFRS第9号の契約上のキャッシュ・フロー・テストと事業モデル・テストの両方を満たす金融資産に、公正価値の再測定による変動をOCIに表示する処理を強制的に適用することが提案されている。

反映される。

保険者のALM戦略を理解するために、財務諸表利用者は包括利益計算書の両方の部分について検討する必要がある。

見解

2013年EDでは、「OCIによる解決策」がすべての保険契約に関する要求事項として導入されている。一方、IFRS第9号の提案されている修正は、上記の関連するテストに依存する。さらに、超長期負債のキャッシュ・フローとのデュレーション・マッチングを達成するため、ALM戦略においてデリバティブ商品が使用される場合がある。デリバティブは、損益を通じて公正価値で会計処理するのみであることから、デリバティブにより保険負債と非デリバティブ金融資産とのデュレーションの差異を活発に緩和されている場合、保険者には会計上のミスマッチが残存することとなる。

一方、保険者が保険負債よりも短いデュレーションの金融資産を保有する場合、このデュレーションのミスマッチによる影響は完全にOCIに

裏付資産に伴ってキャッシュ・フローが変動する契約にどのようにモデルを適用するか（ミラーリング・アプローチ）？

様々なタイプの保険契約が、契約上、特別な結びつき又は間接的な関係を通して、裏付資産のリターンに伴って変動するキャッシュ・フローを有する。それらは通常、「有配当」、「ウィズ・プロフィット」、「ユニット・リンク」、「インデックス・リンク」、「ユニバーサル・ライフ」型の保険等と呼ばれる。

保険負債とその裏付資産の間に生じる会計上のミスマッチに関する問題に対応するために、2013年EDでは、裏付資産に伴い変動する保険契約のキャッシュ・フローに適用される新たな要求事項が導入されている。

裏付資産との様々なタイプの関係に適用される新たな要求事項は、以下のとおりである。

契約上の関係のタイプ	2013年EDに基づく会計上の取扱い
直接的な契約上のリンクが特定され、保険者に裏付資産の保有を要求する保険契約（たとえば、「ユニット・リンク」契約）	リンクされたキャッシュ・フローの測定及び表示は、裏付資産の測定及び表示によって決定される。この処理は「ミラーリング・アプローチ」と呼ばれる。「ミラーリング・アプローチ」は、「OCIによる解決策」を含む「ビルディング・ブロック・アプローチ」における他の要求事項よりも優先される。直接的なリンクが存在する限り、「ミラーリング・アプローチ」によって、測定及び表示における会計上のミスマッチが消去される。
間接的な契約上のリンクが特定され、保険者に裏付資産の保有を要求する保険契約（たとえば、組込オプション及び保証）	保険契約が、裏付資産の価値下落リスクのプロテクションを提供するか、又は裏付資産の価値上昇リスクに関してのみ直接的な配当を許容する場合、裏付資産からのリターンとのリンクは間接的である。それらの特徴的な部分がアンバンドルされない場合、それらは一般的な「ビルディング・ブロック・アプローチ」を用いて測定される。しかし、予想キャッシュ・フローの変動は現在の割引率を用いて純損益に反映されることとなる。すなわち、「OCIによる解決策」はそのようなキャッシュ・フローには適用されない。
契約上のリンクが特定されていないか、あるいは保険者に裏付資産の保有を要求しないが、裏付資産に基づきキャッシュ・フローが変動する保険契約	このタイプの契約では、リターンを保険契約者の勘定に割当てる際に保険者の自由裁量が許容され、保険者は裏付資産を保有することを要求されない（たとえば、インデックス・リンク契約）。 予想キャッシュ・フローの測定は、一般的な「ビルディング・ブロック・アプローチ」を用いる。 純損益に認識される利息費用の表示に関して、「OCIによる解決策」が修正される。利息費用の表示に関する契約開始時に決定された割引率は、裏付資産のリターンが予想キャッシュ・フローに影響すると想定されるときはいつでも、リセットされる。それらのキャッシュ・フローに関する利息費用は、変動金利の金融負債の利息費用と類似する。このリセットされた利率と現在の割引率との差はOCIに認識される。

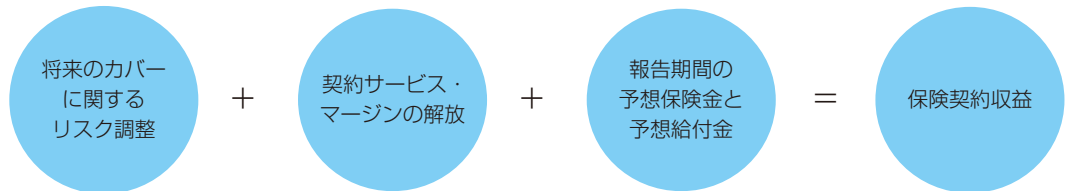
上記契約のすべてにおいて、裏付資産に伴って変動することはない他のキャッシュ・フローも含まれる場合、一般的な「ビルディング・ブロック・アプローチ」が利用される。

見解

- IASBの提案は、特定の契約タイプ（たとえば「ユニット・リンク」）に関する会計上のミスマッチを減少させることを目的としている。
- 単一の商品内の異なるタイプのキャッシュ・フローを分析することが要求されるが、それは複雑となり得る。
- 組込オプション、最低保証及び裏付資産に伴って間接的に変動するその他のキャッシュ・フローを伴う商品は、そのようなキャッシュ・フローに関する見積り及び割引率の両方の変動を純損益に反映させることとなる（OCIによる解決策は利用できない）。

保険契約収益はどのように定義されるか？

2013年EDは、保険契約全体を1つの項目、つ



報告期間に発生した実際の保険金、給付金及び費用は、保険費用の行で表示される。実質的に、IASBは2010年EDで提案された要約マージン表示における実績差異の表示科目につき、収益と費用の要素に分解することを試みた。

多くの長期契約は、アンバンドルされず別契約とは扱われない投資要素を含んでいるが、これは投資要素が「区別されない」ことが理由である。区別するためには、契約は密接な相互関係がなく、同等の条件の契約が同一市場又は同じ法域の保険者か他の会社により、別個に販売されているか又は販売される可能性がなければならない。2013年EDでは、預り金要素は分解表示され保険契約収益と費用から除外されることが要求される。投資要素は、保険事故の発生に関わらず保険契約者又は受益者に支払う義務がある金額として定義される。

保有する裏付資産のリターンと直接的な契約上のリンクがある契約については、表示と測定は「ミラリング・アプローチ」に従い、保険負債の変動は、

まり、すべての履行キャッシュ・フローと契約から生じる履行義務を捉える単一の残高としてみるアプローチを確認した。

純損益については、2013年EDは保険契約収益に新しい定義を導入し、他の業界で報告される収益と可能な限り整合する代表的な収益数値を投資家が求めていることへの対応を試みている。

保険料配分アプローチを適用する短期契約については、収益は保険料を自動的に償却することで生成されることから、新しい提案は、一般的な「ビルディング・ブロック・アプローチ」を適用する契約のみに要求されることとなる。

保険契約収益の新しい定義は、「ビルディング・ブロック」を用いて計算された負債の変動を分解することで収益の額を導き出すアプローチに基づいている。

収益の額は、保険カバーとその他のサービスを提供する義務を充足する保険者の進捗を反映し、カバー期間にわたって認識される。それは、将来の保険カバーに関連するリスク調整の変動、契約サービス・マージンの解放及び報告期間における予想保険金額と予想給付金額の合計として定義される。

裏付資産の変動の表示に従う。

見解

純損益で報告される保険契約収益の数値は、報告期間に受領した保険料の金額とは対応しない可能性が高く、獲得した新契約のボリュームも反映しない。保険会社は、投資家、アナリストや他のユーザーにこの内容を教育することを望むであろう。

経過措置、発効日及びコメント期間

2013年EDは、基準の公表日から強制適用の日まで、およそ3年間の準備期間を設けることを提案している。早期適用は認められ、企業は、比較情報を修正再表示することが要求される。重大な会計処理の変更が提案されていることから、公開草案が事業に与える影響の評価及び準備には3年間が必要で

あろうと思われる。システムの見直し、事務処理及び報告プロセスの合理化、データの捕捉、処理、保存の組織化、スタッフの訓練及び利害関係者との有効なコミュニケーションが必要である。

基準書は、客観的データの最大限使用の要求により遡及適用される。これは、企業は、移行日に、カバー期間の失効していない部分に係る契約サービス・マージンを含んだ保険負債の残高を現在の測定値とすることを意味する。契約開始時から移行日までの

貨幣の時間価値の変動による影響は累積OCIに反映される。これにより時間横断的な比較及び移行の前後に加入した契約間での比較が可能となる。

移行を容易にするため、IASBは、通常の修正再表示のアプローチが実行不可能だと証明できる場合、予測キャッシュ・フローの見積り、割引率、リスク調整及び契約サービス・マージンについて多くの簡素化を提案している。

修正再表示される項目	修正された修正再表示のアプローチ
当初認識時点で予測されるキャッシュ・フロー	遡及適用が実行不可能である場合、保険者は当初認識時点ですべての事後のキャッシュ・フローの変動を知っていたものと仮定して、後知恵により以前の期間の計算を行うことが求められる。
契約開始時の割引率	<p>純損益における利息費用を計算するための「ロック・イン」された移行時点のイールド・カーブは以下のいずれかで算定される：</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 移行前少なくとも3年間の、基準書に従って適用されるイールド・カーブと近似する観測可能なイールド・カーブが存在する場合、保険者はこれを使用することが求められる。 ● 上記のイールド・カーブが存在しない場合、基準書に従って適用されるイールド・カーブに最もよく近似する観測可能なイールド・カーブと、基準書の要求に従って決定されたイールド・カーブとのスプレッド（可能であれば最低3年間の平均）を適用することが求められる <p>得られたイールド・カーブは、必要なすべての割引率及び当初認識における契約サービス・マージンの算定に用いる。</p> <p>企業は、負債の利息費用の認識に様々な割引率を用いる。</p> <p>上記のレートと移行日に決定される割引率の差の累積の影響は、OCIで認識される。</p>
リスク調整	保険者は、当初認識時に決定されるリスク調整を移行日に算定されるリスク調整と同じであると仮定する必要がある。
契約サービス・マージン	上記のとおり他の「ビルディング・ブロック」が計算されれば、保険者は当初認識時の契約サービス・マージンを見積もることができる。移行日にカバーが残っている契約に対して、保険者は契約サービス・マージンのうち利益剰余金に差額として認識される将来のカバー又はサービスに関連する契約サービス・マージンの部分の比率を算定する必要がある。
金融資産の再指定	<p>経過措置として、保険者は会計上のミスマッチを解消又は大幅に低減することができる場合、金融資産を損益を通じて公正価値で測定される金融商品（FVTPL）として再指定することができる。</p> <p>保険者が、従来、会計上のミスマッチを低減することを理由に金融資産をFVTPLに指定しており、そのミスマッチが2013年EDの適用の結果として存在しなくなった場合、その指定を取り消す必要がある。</p> <p>すでにIFRS第9号を適用している企業は、経過措置として売買目的で保有していない資本性金融商品をOCIを通じて公正価値で測定するものとして再指定すること、又はそのような指定を取り消すことができる。</p>

見解
 経過措置として、保険者は金融資産の分類を保険者のALM管理を適切かつ最も反映するように見直す必要がある。特に、企業はFVTPLとして指定されていた資産が会計上のミスマッチを引き続き解消していること、又は資産が分類変更されるべきかを確認する必要がある。

本EDのコメント期限は、2013年10月25日である。

以上